

熊本県公報

第 1 1 4 3 9 号
平成 18 年 8 月 4 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定……………(交通安全・青少年課) 1
- 字の区域の変更……………(市町村総室) 2
- 収納代理金融機関の名称及び位置の一部変更……………(会 計 課) 2
- 熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部改正……………(") 2
- 道路の供用開始……………(道路保全課) 2
- 熊本県少年保護育成条例に基づく優良興行の推奨……………(交通安全・青少年課) 3
- 指定介護療養型医療施設に係る指定の辞退……………(高齢者支援総室) 3

公 告

- 定款変更認可……………(農村計画・技術管理課) 3
- 宇城保健医療圏における病院の開設及び増床並びに診療所の療養病床の設置及び増床に係る手続……………(医療政策総室) 3
- 宅地建物取引業法に基づく監督処分……………(建 築 課) 4
- 開発行為工事完了……………(") 4
- 国土調査としての指定……………(農村整備課) 4
- 本渡北土地地区画整理組合の定款変更……………(都市計画課) 4
- 本渡市大矢崎土地地区画整理事業の事業計画及び定款の変更……………(") 4
- 団体営土地改良事業施行の同意……………(農村計画・技術管理課) 5

登 載 依 頼

- 熊本県社会教育委員会議の開催……………(社会教育課) 5
- 取消処分者講習指定講習機関の告示……………(運転免許試験課) 5

告 示

熊本県告示第 804 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 46 年熊本県条例第 30 号）第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 18 年 7 月 26 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 18 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	わいせつ絵巻 淫らな夜に (新東宝) 五十路おばさん 助平ったらしい尻 (新日本) エロ女房 VS エロおやじ (新東宝) わいせつ家族 母と娘 (日活) 女医の盗撮・白衣の性欲 (新東宝) 美肌教師 巨乳パイプ責め (オーピー映画) 官能病棟 濡れた赤い唇 (新東宝) 姉妹 淫乱な密戯 (新東宝) 寝とられた人妻・夕樹舞子 私に股がして (新日本) 発情乙女 乱れちゃった! (オーピー映画) ふしだら志願 イキたい課外授業 (オーピー映画) 優しい愛につつまれて (オーピー映画) 恋する男たち (オーピー映画)	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第 805 号

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 2 条第 1 項に定める土地区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨玉名市長から届出があった。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 18 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前の大字	変更前の字	区 域	変更後の大字	変更後の字
岱明町野口	深田	1211 の 1、1211 の 2、1211 の 3、1212、1213、1214 の 1、1214 の 2、1215、1216 の 1、1216 の 2、1217、1218 の 1、1218 の 2、1219 の 1、1219 の 2、1220 の 1、1221、1236、1237、1239、1240 の 1、1241 の 1、1241 の 5、1242 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部並びに 1175 の 1、1177 の 2、字尾崎 1118 に隣接する道路である公有地の全部	岱明町野口	下河原

熊本県告示第 806 号

昭和 47 年 3 月 31 日熊本県告示第 243 号の 5（収納代理金融機関の名称及び位置）の一部を次のように改正し、平成 18 年 8 月 7 日から施行する。

平成 18 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

収納代理金融機関の名称及び位置の表中

「九州幸銀信 保田窪支店 熊本市保田窪本町 4 番 57 号
用組合」を
「九州幸銀信 熊本県庁通り 熊本市神水一丁目 2 番 12 号
用組合 支店」に改める。

熊本県告示第 807 号

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成 18 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領
熊本県収納代理金融機関事務取扱要領（昭和 60 年熊本県告示第 271 号の 11）の一部を次のように改める。

別表第 2 肥後銀行紺屋町支店の部中「九州幸銀信用組合保田窪支店」を「九州幸銀信用組合熊本県庁通り支店」に改める。

附 則

この要領は、平成 18 年 8 月 7 日から施行する。

熊本県告示第 808 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 8 月 4 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般国道	265 号	阿蘇郡高森町大字上色見字上洗川 2059 番 1 地先から 同 所 2028 番 1 地先まで	200	交安 1 種

2 供用を開始する期日 平成 18 年 8 月 4 日

熊本県告示第 809 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 46 年熊本県条例第 30 号）第 5 条第 1 項の規定により少年に優良な興行として平成 18 年 7 月 28 日次のように推奨したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 18 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	推 奨 理 由
推奨映画	ポケモンレンジャーと蒼海の王子 マナフィ（東宝） ゲド戦記（東宝）	少年を健全に育成するうえに有益である。

熊本県告示第 810 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 113 条の規定により、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成 18 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
狩場医院 宇城市豊野町糸石 3897 番地	医療法人社団豊栄会	平成 18 年 8 月 1 日

公 告**熊本県公告第 594 号**

上益城郡甲佐町糸田堰土地改良区理事長荒木孝明から平成 18 年 7 月 10 日付けで申請のあった定款変更については、平成 18 年 7 月 27 日付けで認可した。

平成 18 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 595 号

宇城保健医療圏における病院の開設及び増床並びに診療所の療養病床の設置及び増床に係る申請手続きについて、次のとおりお知らせします。

平成 18 年 8 月 4 日

宇城保健所長 水 野 秀 夫

宇土市、宇城市及び下益城郡を対象とする宇城保健医療圏では、熊本県保健医療計画で定める基準病床数に対して、下記 1 のとおり、既存病床数が下回る状況にあります。

つきましては、当該圏域において、下記 1 に掲げる病床種別に係る病院の開設及び増床並びに診療所の療養病床の設置及び増床を希望される場合は、下記 2 により許可申請書を提出してください。

記

- 1 病床種別及び病床数
 - (1) 病床種別 病院における一般病床及び療養病床並びに診療所における療養病床
 - (2) 病床数 43 床
- 2 申請の手続き等
 - (1) 申請書の提出期間及び提出場所
平成 18 年 9 月 11 日（月）から同年 9 月 15 日（金）までの期間で、午前 9 時から午後 5 時までに、宇城保健所総務企画課に提出してください。
 - (2) 許可申請書の交付方法等
許可申請書等の様式については、宇城保健所総務企画課でお渡しします。ただし、郵送を希望される場合は、切手（80 円）を添付した返信用封筒を同封のうえ、請求してください。
 - (3) 問い合わせ先
熊本県宇城市松橋町久具 400-1
宇城保健所総務企画課（電話 0964-32-2111）
- 3 その他
受付期間内に提出があった許可申請書の病床数の合計が、不足病床数を超過した場合には、宇城地域保健医療推進協議会において協議を行うなど、必要な調整を図った上で許可することになります。

熊本県公告第 596 号

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 65 条第 2 項の規定による行政処分について、同法第 70 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 被処分者
商 号 サニー開発
代表者氏名 松尾 達弘
事務所所在地 熊本県荒尾市川登 1868 番地 2
免許証番号 熊本県知事（1）第 4285 号
免許年月日 平成 14 年 10 月 21 日
- 2 処分年月日
平成 18 年 7 月 25 日
- 3 処分内容
業務の全部停止 2 週間
- 4 適用条項
宅地建物取引業法第 65 条第 2 項

熊本県公告第 597 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
阿蘇市黒川字八ノ久保 2292 番 2、同 2305 番 2、同 2307 番 2、同 2308 番 1、同 2308 番 2、同 2308 番 3、同 2316 番、同 2317 番、同 2318 番、同 2323 番 7、同 2324 番の一部及び市道並びに里道の一部
6,985.00 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
阿蘇市黒川 2163 番地
株式会社阿蘇熊牧場

熊本県公告第 598 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条第 3 項の規定により山鹿市が実施する地籍調査事業を国土調査として指定したので、公告する。

平成 18 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

調査を行う者の名称	調 査 地 域 名	調 査 期 間
山鹿市	寺島の一部	平成 18 年 9 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで

熊本県公告第 599 号

本渡北土地区画整理組合の定款の変更について、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 1 項の規定により認可したので、同条第 4 項の規定により公告する。

平成 18 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 組合の名称 本渡北土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 昭和 62 年 9 月 24 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- 3 施行地区 天草市本渡町本戸馬場字白岩、梶山、中村、末石の全部、同町本戸馬場字川原田、丸尾、田島、牛の首、北原、園田、箱ノ水、江羅の一部、同市浜崎町の一部及び同市今釜町の一部
- 4 事務所の所在地 本渡市東浜町 8 番 1 号
- 5 設立認可の年月日 昭和 62 年 9 月 24 日
- 6 変更後の事務所の所在地 天草市東浜町 8 番 1 号
- 7 変更認可の年月日 平成 18 年 7 月 28 日

熊本県公告第 600 号

本渡市大矢崎土地区画整理事業の事業計画及び定款の変更について、土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 39 条第 1 項の規定により認可したので、同条第 4 項の規定により公告する。

平成 18 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 組合の名称 本渡市大矢崎土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成 12 年 8 月 30 日から平成 22 年 3 月 31 日まで
- 3 施行地区 天草市本渡町廣瀬字大矢崎及び字五反田の各一部
- 4 事務所の所在地 本渡市港町 8 番 1 号
- 5 設立認可の年月日 平成 12 年 8 月 30 日
- 6 変更後の事務所の所在地 天草市港町 8 番 1 号
- 7 変更認可の年月日 平成 18 年 7 月 28 日

熊本県公告第 601 号

平成 18 年 4 月 14 日付けで上天草市長何川一幸から協議のあった大道地区（東浦工区農道 7 号線）土地改良事業（農業用道路）の施行については、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 10 条第 1 項の規定により、平成 18 年 7 月 27 日付けで同意した。

平成 18 年 8 月 4 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登載依頼

熊本県社会教育委員会議公告第 22 号

熊本県社会教育委員会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成 18 年 8 月 4 日

熊本県社会教育委員会議

- 1 開催日時
 - 平成 18 年 8 月 17 日（木）
 - 午後 2 時から午後 4 時まで
- 2 開催場所
 - 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 - 県庁行政棟新館 2 階 AV 会議室
- 3 議題
 - ① 地方分権時代における社会教育団体、施設の活性化について
 - ② 地域・家庭教育力の活性化について
- 4 傍聴手続
 - 1 傍聴を希望される方は、受付時間内に受付に集合すること。
 - 2 受付時間は、開会の 1 時間前から 10 分前までとする。
 - 3 傍聴を希望される方の総数が、定員になり次第終了する。
 - 4 傍聴を認められた方は、受付において氏名及び住所を記入し、会場に入室することができる。
- 5 問い合わせ先
 - 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
 - 熊本県教育庁社会教育課生涯学習係
 - （電話 096-333-2697）

熊本県公安委員会告示第 21 号

道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 108 条の 4 第 1 項の規定により、次のように指定講習機関を指定したので、指定講習機関に関する規則（平成 2 年国家公安委員会規則第 1 号）第 3 条の規定により告示する。

平成 18 年 8 月 4 日

熊本県公安委員会委員長 武 藤 徳 子

名称、住所及び代表者の氏名	特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地	特定講習の種別	指定を行った年月日
八代開発新興株式会社 （八代自動車学校） 八代市井上町 91 番地 岡本 圭右	八代自動車学校 八代市井上町 91 番地	取消処分者講習	平成 18 年 8 月 1 日
有限会社八代ドライビングスクール 八代市平山新町 5338 番地 要名本 義博	八代ドライビングスクール 八代市平山新町 5338 番地	取消処分者講習	平成 18 年 8 月 1 日

